

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## コロナにより売上が減少した場合の支援策

Q 新型コロナの影響で売上が激減してしまいましたが、前年同期比での売上の減少割合で支援策も異なるようです。それぞれ、減少割合によりどのように異なるのでしょうか？

### 解説

企業の売上が落ち込むほど融資や助成金の支援策は手厚くなります。最低でも、5%以上減少していれば、該当するものが数多くあります。

#### 1. 概要

前年同期比	項目	内容
5%以上減少	① 雇用調整助成金	労働者に対して支払った休業手当の最大 100%支給
	② セーフティネット保証 5号	信用保証協会。借入債務の 80%保証
	③ 新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫。金利▲0.9%、据置期間 5 年以内
	④ 危機対応融資	商工中金。金利▲0.9%、据置期間 5 年以内
	⑤ 新型コロナウイルス対策マル経融資	日本政策金融公庫又は商工会・商工会議所。金利▲0.9%、据置期間 3-4 年以内
	⑥ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫。金利▲0.9%、据置期間 5 年以内
15%以上減少	⑦ 危機関連保証	信用保証協会。借入債務の 100%保証
20%以上減少	⑧ 納税猶予	法人税や消費税などの支払いを 1 年間猶予（延滞税もなし）
	⑨ セーフティネット保証 4号	信用保証協会。借入債務の 100%保証
50%以上減少	⑩ 持続化給付金	最大 200 万円給付、個人事業者は 100 万円

#### 2. その他

- ②、⑦、⑨の適用要件と売上減少基準を満たした小規模・中規模法人の場合  
前年同期比▲5%以上減少で保証料 1/2、▲15%以上減少で保証料及び金利ゼロ
- ③、④、⑤により借入れを行ったもののうち、売上が一定以上減少した場合  
利子補給を行うことで実質無利子化

### 要するに…

助成金や融資などの支援策は日々更新されています。経済産業省、厚生労働省、信用保証協会、日本政策金融公庫、各市区町村のHPなど定期的に目を通すようにしましょう。